

司法書士出張無料法律相談

市では、宮城県司法書士会石巻支部所属の司法書士による出張法律相談窓口を開設します。被災後のさまざまな生活に関する相談に、2人の司法書士が応じます。

■相談内容 被災した借家・借地関係や家賃支払い、住宅ローンなどの債務、勤務先との雇用関係、相続手続きなど

■相談日時 4月22日(金)、29日(金・祝) 13時～16時

■料金 無料。今回の出張相談に限り予約は不要です

■場所 市役所本庁舎西側 駐車場内プレハブ事務所

☎ 総務課総務班 TEL82-1111 内線1217

被災した市内事業者向けの出張経営相談会

事業活動に支障をきたしている中小事業者の資金繰りなどに関する相談に対応するため、出張相談会を開催します。

■日時 4月21日(木) 10時～15時

■対象 市内事業主

■場所 市商工会 3階会議室

■相談内容 災害復旧対策資金(東日本大震災災害対策枠や県制度融資説明) 一般経営相談(資金繰り、各種支援制度の紹介など)

■主催 県経済商工観光部商工経営支援課 TEL022-211-2744

☎ 市商工観光課商工政策班 TEL82-1111 内線2163・5151

被災事業所に勤務する従業員の雇用保険などの相談会

離職や休業に伴う雇用保険の受給手続き・職業相談、被災により会社が休業・廃止を余儀なくされた場合の雇用調整助成金や労働条件・労災補償などの相談を行います。

社会福祉協議会による「緊急小口資金」の手続きについても同時に行います。

■開催日 ●4月21日(木) 10時～16時 (矢本地区で雇用されている方)

●4月22日(金) 10時～16時 (鳴瀬地区で雇用されている方)

※対象日に都合の悪い場合は、対象日以外での参加も可能です。

■開催場所 ●4月21日の矢本地区は 市老人福祉センター 集会室

●4月22日の鳴瀬地区は 市商工会鳴瀬支所 2階会議室

■主催 宮城労働局、日本年金機構、社会福祉法人 市社会福祉協議会、市商工会、市商工観光課

☎ 商工観光課商工政策班 TEL82-1111 内線2163・5151

生活物資の個人向け配布のお知らせ

震災被害を受け避難所以外にいる方で、購入が困難な方に生活物資の配布を行っています。

■配布場所・時間・物品

●市民体育館 9時～16時 紙おむつ(大人・子ども)、粉ミルク、生理用品など

●矢本子育て支援センター「ほっとふる」 9時～16時 寄付された衣類

※4月18日以降は平日のみの受付になります。

災害相談窓口

震災で被害を受けた方への相談窓口を開設しています。

■場所 本庁舎1階正面玄関ロビー

■時間 9時～17時

■内容 震災被害に関する各種相談

☎ 災害対策本部 TEL82-1111 内線1437

郵便局への「転居届」を忘れずに

郵便物の確実な郵送のため、新しい転居先または避難先に引越した場合、郵便局への「転居届」が必要です。郵便物の転送期間は、届出から1年間です(期間延長可)。

■「転居届」の届出先 近くの郵便局の窓口へ提出または郵送。郵便事業株ホームページ「e転居」からも申し込みできます

■届出に必要なもの 1. 印鑑 2. 本人確認できる書類(運転免許証、各種健康保険証など)

☎ 郵便事業株石巻支店(石巻郵便局内) TEL95-4051、95-4055

鳴瀬郵便局 TEL87-2160 大塩郵便局 TEL82-4195

郵便事業株式会社ホームページ「e転居」

URL: <http://welcometown.post.japanpost.jp/etr/>

休日診療担当医院のお知らせ

■医院 矢本地区/鳴瀬地区(医院名・電話番号)

4月24日(日) うつみレディスクリニック TEL84-2868

4月29日(金・祝) わたなべ整形外科 TEL84-2323

5月1日(日) ししど内科クリニック TEL83-8830

5月3日(火・祝) 加藤医院 TEL82-2030

5月4日(水・祝) 永沼ハートクリニック TEL82-6680

5月5日(木・祝) 藤野整形外科 TEL83-2121

5月8日(日) みやぎ東部循環器科 TEL82-9930

被災地拾得物の返還

市では、震災に伴う拾得物の返還を行っています。

■受付期間 4月12日(火)～30日(土) まで毎日実施

○貴重品関係

■公開時間 9時～12時

■場所 小野保育所 (住所:小野字中央38-2)

■返還方法 拾得物のリスト(所有者が判明している物件の所有者氏名のみ)を現地で公開。該当物件は本人確認の上で引き渡します

○写真・位牌関係

■公開時間 9時～12時

■場所 西福田地区体育館 (住所:西福田字古堂26)

■返還方法 物件を各自で自由に閲覧していただき、該当物件があった場合はその場で持ち帰りいただきます

※金庫・高額現金は石巻警察署会計課(Tel.95-4141)で対応していますので、該当すると思われる方は問い合わせください。

☎ 防災交通課防災交通班 TEL82-1111 内線1162・1163

石巻運転免許センター免許再発行業務の再開

石巻免許センターでは、運転免許業務を一部(運転免許の再交付のみ)再開。通常の更新手続きは行っていませんので、更新される方は古川または泉の運転免許センターで手続きしてください。※通常業務の再開予定は未定。

■実施日時 4月13日(水)～ 9時～15時

■再交付申請書類 ●写真1枚(縦3cm、横2.4cm、6カ月以内に撮影したもの) 免許センター内でも撮影可(有料) ●身分を証明できる書類(住民票、健康保険証、学生証、パスポートなど) ●印鑑(認印) ●再交付手数料3,650円(被災された方は申し出で減免・無料)

※再交付の免許証は1週間後に交付(即日交付はなし)。

☎ 宮城県運転免許センター 電話022-373-3601

弁護士相談会の開催

弁護士による各種相談会を開催します。

■日時 4月29日(金・祝)～30日(土) 10時～16時

■場所 ●4月29日(金・祝) 市役所本庁舎西側 駐車場内プレハブ事務所

●4月30日(土) 鳴瀬庁舎2階 201会議室

■料金 無料。事前予約は必要ありません

☎ 仙台弁護士会 TEL022-223-2383

手話通訳を必要とする方にお知らせ

●手話通訳員を配置します

聴覚障害者で手話通訳が必要な方に、り災証明書発行や応急仮設住宅入居申込手続を行う際のコミュニケーション支援の手話通訳員を配置します。必要とする方は、この期間内にご利用ください。

■配置場所 市役所本庁舎内

■配置期間 4月16日(土)～23日(土)

●手話通訳員が避難所を巡回します

■巡回期間 4月24日(日)～5月13日(金)

☎ 福祉課障害福祉班 TEL82-1111 内線1178・1179・1191

被災市街地における建築制限(建築基準法第84条第1項に基づく)

宮城県では4月7日から、東日本大震災で壊滅的な被害を受けた被災地を対象に、建築基準法に基づき、5月11日まで建築制限をかけると発表。目的は、復興にあたって無秩序な建物の建築の防止です。

県が建築制限の対象とする自治体は、東松島市、気仙沼市、名取市、南三陸町、女川町の計5市町(石巻市は独自制限)、具体的な対象区域は県で告示しています。

■期間 4月7日(木)～5月11日(水)

■対象区域 津波で建築物が大規模に流出した地域(大曲浜・野蒜地区)

■禁止建築物 郵便局や官公庁の建物など公的施設の仮設建築物や、工事用の仮設事務所などを除いた建築が禁止

※詳しくは県土木部建築宅地課建築指導班まで問い合わせください。

☎ 県土木部建築宅地課建築指導班 電話022-211-3243

防災行政無線戸別受信機(旧矢本町地区)は在庫不足

現在、受信機(旧矢本町地区)の在庫がなく、発注していますので、しばらくお待ちください。なお、旧鳴瀬町地区の受信機は在庫が少しあり、本庁舎と鳴瀬庁舎で配布しています。

☎ 防災交通課防災交通班 TEL82-1111 内線1165

●24時間体制の救急患者診療病院

■真壁病院 TEL82-7111 ■石巻赤十字病院 TEL21-7220

■仙石病院(泌尿器科、脳神経外科) TEL83-2111

デマ・流言・チェーンメールにご注意ください！ 事実無根の情報やうわさに振り回されず、根拠のある正しい情報に基づいて行動しましょう。